

○東京藝術大学芸術研究院人事選考委員会要項

平成28年3月24日
制 定

改正 平成30年5月17日

(趣旨)

第1条 この要項は、東京藝術大学芸術研究院運営会議規則第8条第2項に基づき、芸術研究院人事選考委員会（以下「選考委員会」という。）の組織及び運営その他必要な事項について定める。

(審議事項)

第2条 選考委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教員採用に係る選考機関に関すること。
- (2) 採用候補者の書面審査等に関すること。
- (3) その他教員の採用に関すること。

(組織)

第3条 選考委員会は、採用案件ごとに設置し、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 採用案件に関連する領域長
- (2) 採用案件に関連する領域に所属する教授 若干人
- (3) 採用案件に関連する領域以外に所属する教授 若干人

2 前項第2号及び第3号の委員は、同数とし、当該採用案件に関連する学部長又は研究科長の推薦を参考に、芸術研究院運営会議長（以下「議長」という。）が決定する。

3 第1項第2号及び第3号の規定に基づく適任者を得ることができないと議長が判断した場合は、この限りではない。

(委員長)

第4条 選考委員会に委員長を置き、領域長をもって充てる。

2 領域長は、選考委員会を主宰する。

3 委員長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した者が、その職務を代行する。

(開会及び議事)

第5条 委員会は、構成員の過半数が出席しなければ、委員会を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、事務部において処理するものとする。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、委員会の組織等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年5月17日から施行する。